

南三陸町空き家バンク登録奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南三陸町空き家バンク事業実施要綱（平成29年南三陸町告示第126号。以下「実施要綱」という。）に規定する空き家バンクへの空き家等の登録を促進することを目的として、予算の範囲内において南三陸町空き家バンク登録奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、南三陸町補助金等交付規則（平成17年南三陸町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、実施要綱において使用する用語の例による。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることのできる者は、登録物件（当該物件につき、既に奨励金の交付を受けたものを除く。）を1年以上空き家バンクに登録することとしている所有者等とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金として交付する額は、2万円とする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、登録物件が空き家台帳に登録された日から起算して90日以内に、規則第4条第1項の規定による南三陸町空き家バンク登録奨励金交付申請書により、町長に申請しなければならない。

2 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる書類の添付は、同条第3項の規定により、省略させる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年12月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

南三陸町空き家バンク登録奨励金交付申請書

年 月 日

南三陸町長 様

申請者 住所
氏名 印

標記奨励金の交付を受けたいので、南三陸町空き家バンク登録奨励金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、奨励金の交付が決定されたときは、この申請書に記載の内容をもって南三陸町補助金等交付規則第13条に規定する実績報告といたく、願います。

記

1 申請内容

奨励金交付申請額	20,000円
空き家台帳登録番号	
空き家台帳登録年月日	年 月 日

2 奨励金振込先

銀行名		支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			

※以下規則準用した場合の例
様式第2号（第6条関係）

南三陸町指令第 号

住所
氏名

、 年 月 日付で申請のあった南三陸町空き家バンク登録奨励金については
20,000円を交付する。

年 月 日

南三陸町長



様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

南三陸町長



南三陸町空き家バンク登録奨励金の額の確定について（通知）

年 月 日付け南三陸町指令第 号で交付決定した南三陸町空き家バンク仲介手数料助成金については、南三陸町補助金等交付規則第14条の規定により、その額を20,000円に確定します。